



第12回社会保障審議会日本年金機構評価部会  
平成23年7月28日

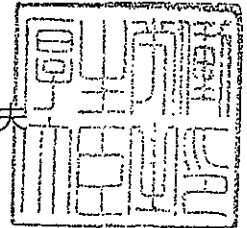
資料1

厚生労働省発年0728第1号  
平成23年7月28日

社会保障審議会

会長 大森 彌 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮問書

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第36条第1項の規定により、別紙のとおり日本年金機構の平成22年度の業務の実績に関する評価を行うことについて、同法第52条第2号の規定に基づき諮問する。

日本年金機構の平成22年度  
の業務実績の評価結果  
(案)

## 1. 評価の視点

日本年金機構（以下「機構」という。）は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）に定める業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）に関し、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律141号）の規定に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として、平成22年1月1日に新たに設立した公法人である。

機構においては、平成22年1月に厚生労働省が定めた中期目標に基づき機構が策定した中期計画（平成22年1月1日から平成26年3月31日までの4年3か月間）及び各年度の年度計画に基づいて業務を行うこととされている。今年度の機構の業務実績の評価は、このうち、平成22年4月1日から平成23年3月31日までを期間とする年度計画の達成状況についての評価である。

機構は、社会保険庁が様々な問題を起こし国民の不信を招いたという反省の上に立ち、

- ・ 機構になって生まれ変わった、サービスが良くなったと国民から評価される組織となること、
  - ・ 「国家プロジェクト」である年金記録問題への対応に全力を挙げること、
  - ・ 国民目線に立った不断の改善を行い、その結果を積極的に公表し、透明性の高い業務運営に取り組むこと、
  - ・ 厚生労働省と緊密な意思疎通を図り、共同して業務に取り組むこと、
  - ・ 公的年金の制度設計に関して、業務運営を担う立場として、その改善点等について、厚生労働省に対し積極的に提案を行うこと、
- などが求められている。

今年度の評価に際しては、このような機構に求められている使命を踏まえ、年度計画に定める事項が適切に実施されたかについて評価を行った。

## 2. 平成22年度業務実績全般の評価

- 平成22年度における年金記録問題への対応については、ねんきん特別便、ねんきん定期便等について、平成22年3月に策定した「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」の処理期限を概ね達成するとともに、平成22年10月から紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業を開始するなど、年度計画に基づく取組を実施した。また、再裁定の平均処理期間を工程表の目標以上に短縮するとともに、平成23年2月の「ねんきんネット」サービスの開始により、従来の年金個人情報提供サービスと比べ、新規のID・パスワードの払出件数が大幅に増加した。

- 国民年金の適用については、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により把握した20歳到達者等への届出の勧奨及び届出のない者の加入手続きを実施した。また、国民年金保険料の収納については、平成22年度の過年度納付率は目標を達成したが、保険料は翌月末までに納付することが原則であり、現年度納付率の向上は重要であるところ、平成22年度の現年度納付率は59.3%と、目標とした前年度と同程度の水準(60.0%)を確保できていない。納付率の向上に向け、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない場合の強制徴収に向けた取組の徹底、納付率が向上している年金事務所の取組事例の活用など、なお一層の取組が必要である。
- 厚生年金保険等の適用・収納については、行動計画を策定して取組を行った。未適用事業所に対する重点的加入指導の実績については行動計画に掲げた目標値を上回ったが、立入検査の実績については目標値を下回った。適用事業所に対する事業所調査の実績については、目標値を上回った。また、厚生年金保険等の収納については、東日本大震災の被災5県において口座振替を停止したこともあり、収納率は平成21年度の実績(社会保険庁時代の実績も含む。)を下回ったが、口座振替実施率や差押件数は平成21年度の実績(社会保険庁時代の実績も含む。)を上回った。引き続き、未適用事業所の適用や適用事業所の適正な届出を促進するとともに、保険料決定額が増加していることも踏まえて、収納対策の強化を図る必要がある。
- 給付事務については、サービススタンダードの達成率が極めて低い障害厚生年金について、審査体制の強化や未処理件数の大幅な削減を行ったが、依然として達成率が低迷しており、引き続き短縮化に向けた取組が必要である。
- 年金相談については、来訪者の相談内容の難易度に応じた相談ブースの設置等各種取組を実施し、待ち時間が1時間以上となっている年金事務所数は減少した。「ねんきんダイヤル」の応答率についても、平成21年度の実績(社会保険庁時代の実績も含む。)を上回った。
- お客様の声を反映させる取組については、新設した「お客様向け文書モニター会議」などによるお客様向け文書の改善に加え、「サービス・業務改善コンテスト」の実施と優秀な取組事例の全国周知・全国展開に向けたモデル実施等サービス向上に向けた各種取組を実施した。
- 業務運営の効率化については、現場職員からの改善提案等を踏まえた「事務処理誤り総合再発防止策」及び「業務改善工程表」のとりまとめを行うとともに、外部委託の推進等を実施した。また、これらの業務の効率化による業務経費の抑制や入札の実施による調達コストの低減が図られた。  
今後、業務処理要領を最重要の規範と位置付け、現場・本部が一体となって内容の充実、周知、履行状況の点検を行い、業務処理の標準化の推進に取り組まれない。特に、本部の監査を担う部門、業務処理の標準化を担

う部門の連携を十分に図られたい。また、組織的な点検強化など、事務処理誤りの未然防止・再発防止に向けた取組の実効性の確保に努められたい。

- 内部統制システムについては、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札過程における入札情報の漏えい事案等が発生しており、内部統制システムが構築されたとは言い難い。これら事案に対する再発防止に向けた取組や組織風土改革の取組等を実施しているが、それらの取組を徹底するとともに、リスク管理とコンプライアンス確保に向けより一層の取組が必要である。
- 人事・人材の育成については、有期雇用職員からの正規職員登用制度が創設された。また、平成23年度からの新たな研修体系に基づく効果的な研修の実施に向け、管理者・中堅職員のマネジメント能力の向上等を重点事項に掲げた研修体系を策定した。今後、各研修について職員の資質の向上や業務水準の向上に係る目標を明確化し、その達成状況の評価を研修の改善に活用するなど取組の強化を図られたい。
- 個人情報の保護については、管理職による年金個人情報の漏えい事案が発生しており、個人情報の保護が適正になされたとは言い難い。年度計画に基づく各種取組を実施しているが、今後、実効性の確保に全力を挙げる必要がある。
- 予算の執行については、一部計画的に執行されているとは言い難いものもあるが、入札や業務の効率化によるコスト削減が行われており、概ね計画的に行われたと認められる。今後も、費用対効果に留意しながら予算の計画的かつ効果的な執行管理に努める必要がある。

平成22年度は、発足直後で3か月間しかなかった平成21年度を経て、機構が本格的な取組を行った初めての年度であった。こうした中で、平成22年度の業務運営については、上記のとおり、年金記録問題の解決に向けた取組や年金相談の充実、お客様の声等を踏まえたサービス改善の取組等、計画的に進め、概ね適切に行われた業務もあった。

また、東日本大震災の発生後、平成22年度中に準備を行い、平成23年4月早々に都道府県労働局などと協力・連携した避難所におけるワンストップ相談を実施するとともに、全国の年金事務所等から職員を派遣して被災地の年金事務所に対する支援を行うなど適切に対応した。

しかしながら、国民年金保険料の現年度納付率については、目標とした前年度と同程度の水準を確保できず、納付率の向上に向けたなお一層の取組が必要である。

また、国民の皆様からの信頼回復を目的として設立された機構において、コンプライアンスの確保や個人情報の保護といった組織の根幹にかかわる面での問題事案が発生したことは、非常に遺憾である。今後の業務運営においては、様々な内部統制の仕組みを整備するだけでなく、組織風土改革も含め、実効性を確保するための取組に全力で取り組まれたい。

なお、年度計画に沿った個別項目に関する具体的な評価については、別添のとおりである。

本部、現場の幹部職員は、本評価結果を十分に受け止めるとともに、平成23年度の年度計画を改めて確認し、業務の推進を図られたい。

日本年金機構  
平成22年度  
個別評価シート  
(案)

# 目次

平成22年度計画	頁
<b>I 年金記録問題への対応に関する事項</b>	<b>1</b>
年金記録問題の解決に向けた計画的な取組	1
(1)年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明	1
(2)基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明	1
(3)受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市区町村との連携	1
(4)紙台帳検索システムによるコンピューター記録と紙台帳との突合せ	2
(5)年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備	3
(6)標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復	3
(7)ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供	4
(8)厚生年金基金記録との突合せ	4
(9)基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止	5
・その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。	5
<b>II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>	<b>6</b>
1. 適用事務に関する事項	6
(1)国民年金の適用の促進	6
(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進	6
2. 保険料等収納事務に関する事項	9
(1)国民年金の納付率の向上	9
(2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進	11
3. 給付事務に関する事項	13
4. 相談、情報提供等に関する事項	15
(1)年金相談の充実	15
(2)分かりやすい情報提供の推進	17
5. お客様の声を反映させる取組に関する事項	20
6. 電子申請の推進に関する事項	23



平成22年度計画	頁
<b>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</b>	24
1. 効率的な業務運営体制に関する事項	24
2. 運営経費の抑制等に関する事項	25
3. 外部委託の推進に関する事項	26
4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項	27
5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項	28
<b>Ⅳ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項</b>	29
1. 内部統制システムの構築に関する事項	29
2. 情報公開の推進に関する事項	33
3. 人事及び人材の育成に関する事項	34
4. 個人情報の保護に関する事項	37
<b>Ⅴ 予算、収支計画及び資金計画</b>	38

● 判定基準

「S」:平成22年度計画を大幅に上回っている。

「A」:平成22年度計画を上回っている。

「B」:平成22年度計画を概ね達成している。

「C」:平成22年度計画をやや下回っている。

「D」:平成22年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。

I 年金記録問題への対応に関する事項	(1) ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理	(2) 日本年金機構の自己評価	(3) 未統合記録の取組																
<p><b>I 年金記録問題への対応に関する事項</b></p> <p><b>(1) ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理</b></p> <p><b>【評価の視点】</b> 年金記録問題の解決に向けた取組を計画的に進めているか。</p> <p>(1) ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理について、重点的に体制を整備して取り組んだか。</p> <p>年金記録問題の解決に向け、以下の取組を進める。特に、ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理及び再裁定の迅速化及び紙台帳とコンピュータ記録の突合せについて、重点的に体制を整備して取り組む。</p> <p>(2) 年金記録問題に関する未解明事案についての実態説明 各種のサンプル調査の実施などを通じて未解明事案についての実態説明を進める。</p> <p>(3) 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明 未統合記録については、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」、各種説明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の回答に係る記録確認作業を引き続き実施することにより、解明・統合を進める。</p> <p>(4) 受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携 受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。 年金受給者に送付した名寄せ特別便に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方へのフォローアップ調査を引き続き実施する。 電話番号等の情報提供及び電話や訪問による記録の確認調査に協力いただける市区町村と連携を図り、年金記録の確認の促進を図る。</p>	<p>○平成22年3月26日に策定した、ねんきん特別便やねんきん定期便の処理、再裁定期間の短縮等に係る具体的な目標を盛り込んだ「年金記録問題への対応の実施計画(工程表)」(以下「記録問題工程表」という。)に基づき、年金記録問題の解決に向けた取り組みを計画的に進め、おおむね処理期限(平成21年3月以前受付分のねんきん特別便の回答処理の期限:平成22年9月末など)どおり達成しました。なお、平成23年3月25日に平成22年度の進捗状況も踏まえ、記録問題工程表を改定しました。</p> <p>○現在、国民の皆様にお送りした「ねんきん特別便」、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)、「ねんきん定期便」等に関し、ご本人から申出のあった記録の調査等を行い、基礎年金番号に統合されていない記録(以下「未統合記録」という。)の解明・統合を進めています。</p> <p>○旧社会保険庁において処理を行ってきた「ねんきん特別便」に係る記録確認作業(平成19年度～)、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)に係る記録確認作業(平成20年度～)、「ねんきん定期便」に係る記録確認作業(平成21年度～)について、記録問題工程表に基づき、平成22年度においても、日本年金機構(以下「機構」という。)において継続して処理を行いました。その結果、おおむね記録問題工程表の処理目標(平成21年3月以前受付分のねんきん特別便の回答処理の期限:平成22年9月末など)どおりに処理を終了しました。</p> <p><b>【参考】平成23年3月末までの処理件数</b></p> <table border="1" data-bbox="436 686 1332 798"> <thead> <tr> <th></th> <th>[対象者数(A)]</th> <th>[処理数(B)]</th> <th>(B/A%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ねんきん特別便</td> <td>約1,278.0万件</td> <td>約1,210.0万件</td> <td>(95.0%)</td> </tr> <tr> <td>② 「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)</td> <td>約151.0万件</td> <td>約150.5万件</td> <td>(99.7%)</td> </tr> <tr> <td>③ ねんきん定期便</td> <td>約210.0万件</td> <td>約190.0万件</td> <td>(91.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○また、これまでに記録回復が図られた事案や年金記録確認第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案について分析を行うとともに、下記のサンプル調査を実施し、さらなる記録回復のための方策の検討を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年2月に着手した脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録(以下「まだら事案」という。)にかかるサンプル調査の結果を平成22年7月27日に公表しました。サンプル調査の対象となった方に対して訪問調査を行い、実際に面談を行うことができた方のうち10.7%の方から、「脱退手当金の支給対象となっている期間について、実際には脱退手当金の支給を受けていない」旨の回答がありました。この調査結果を踏まえ、平成22年9月に、まだら事案該当者約14万件に、記録の確認をお願いするお知らせを送付したうえで、ご本人からの申立てに基づき、必要な記録回復を進めました。</li> <li>厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって訂正された記録のうち不適正な訂正が行われた可能性のある記録の抽出に用いた3条件のうち、2条件のみ又は1条件のみに該当する記録についてのサンプル調査を実施(平成22年7月27日に結果公表)しました。その結果、「記録が事案と相違あり」との回答は、2条件のみ該当ケースについては12%、1条件のみ該当ケースについては3%でした。この結果を受け、2条件該当ケースについて「総務省年金記録確認第三者委員会」において、あっせん・非あっせん事案等の分析を行い、これを踏まえ、機構と厚生労働省年金局で新たな記録回復方策の検討を行うこととなりました。</li> <li>名寄せ特別便を送付した方のうち、フォローアップ照会を行っていない2次名寄せ対象者などを対象として、サンプル的にフォローアップ照会を実施(平成23年3月8日結果公表)しました。その結果、2次名寄せ対象者などについては約97%の方が名寄せされた未統合記録がご本人のものではないことが判明しました。この結果を踏まえ、今後、未統合記録については、「ねんきんネット」(PI4で後述)で検索できる仕組みを構築することや新規の年金請求書受付の相談時等に確認するなどの対策を講じることとしました。</li> <li>厚生年金保険及び船員保険の旧台帳記録(1,466万件)のうち、「年金加入記録の確認のお知らせ」(グレー便)を送付した約68万人分の記録以外の記録について、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合せを行い「生存者」の情報と一致した記録を、その持ち主と思われる方に対し個別にお知らせして、年金の受給に結び付くかどうかのサンプル調査を実施(平成23年3月8日結果公表)しました。その結果、約73%の方は年金の受給に結びつかない又はご本人の記録ではないことが判明し、また、年金に結びついた方のほとんどの方が共済年金受給者であることが判明しました。この結果を踏まえ、今後、この突合せ作業により一致した共済年金受給者に対して平成23年度中を目途にお知らせ</li> </ul>		[対象者数(A)]	[処理数(B)]	(B/A%)	① ねんきん特別便	約1,278.0万件	約1,210.0万件	(95.0%)	② 「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)	約151.0万件	約150.5万件	(99.7%)	③ ねんきん定期便	約210.0万件	約190.0万件	(91.0%)	<p><b>評価：A</b></p> <p>○ねんきん特別便、黄色便、ねんきん定期便等の回答処理を着実に進めたことにより、平成22年度における記録問題工程表の目標をほぼ達成しました。また、各種サンプル調査を実施し、その結果を踏まえ今後の方策を検討、対応を進めました。</p> <p>○市区町村との連携による年金記録の確認についても、工程表の処理目標である平成22年7月末までに、市区町村からの情報提供が遅れたものを除き、確認作業を終了しました。また、工程表の処理目標の対象外である市区町村からの情報提供が遅れたものについても、平成22年4月以降7月までに情報提供があったものについては9月末まで、8月以降10月末までに情報提供があったものについては12月末までを処理目標として取り組み、目標どおり確認作業を終了しました。(協力市区町村数:平成21年12月末110ヶ所→23年3月末1,487ヶ所。市区町村協力による本人記録確認数21,320人)</p>	<p><b>評価：A</b></p> <p>○平成22年3月26日に策定した記録問題工程表に基づき、予定していた年金記録問題の解決に向けた取り組みについて、計画的に処理を進め、<u>ねんきん特別便、年金記録確認のお知らせ(黄色便)、ねんきん定期便</u>について、<u>おおむね記録問題工程表の処理期限を達成した。</u></p> <p>また、それぞれ対象者数に対し9割以上回答処理を終えており、残っているものは処理困難ケースであると承知しているため、引き続き、平成23年3月25日に改定した記録問題工程表に基づき、着実に取り組まれない。</p> <p>○脱退手当金の支給日より前の加入記録が脱退手当金の算定基礎とされずに残っている事案についてのサンプル調査の結果を平成22年7月に公表し、サンプル調査の対象者への訪問調査及び調査結果を踏まえた記録確認のお知らせを行うなど、<u>未解明事案の実態説明に加え、サンプル調査結果に基づく計画的な取り組みを行ったことは評価できる。</u></p> <p>また、不適正な選及訂正が行われた可能性のある記録の抽出に用いた3条件のうち、2条件又は1条件のみに該当する記録についてのサンプル調査を平成22年7月に公表した。今後、その結果を踏まえ、年金局と機構とで連携して、引き続き新たな記録回復基準の検討を進めることとしている。</p> <p>○平成22年3月26日に策定した記録問題工程表に基づき、年金受給者に送付した名寄せ特別便に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方へのフォローアップ調査について、市区町村への協力を求め、年金記録の確認・訂正を行った。調査の協力市区町村数、本人記録確認数、記録訂正者数、記録訂正による年金増加額のいずれも前年度</p>
	[対象者数(A)]	[処理数(B)]	(B/A%)																
① ねんきん特別便	約1,278.0万件	約1,210.0万件	(95.0%)																
② 「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)	約151.0万件	約150.5万件	(99.7%)																
③ ねんきん定期便	約210.0万件	約190.0万件	(91.0%)																

(ア) 平成22年度計画及び評価の視点	(イ) 平成22年度業務実績報告書(ウ)	(エ) 日本年金機構の自己評価	(オ) 厚生労働省の評価												
	<p>をすることを検討することとしました。</p> <p>○年金受給者に送付した名寄せ特別便に「訂正なし」と回答された方又は未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方に対しては、旧社会保険事務所等において個別にご本人に記録の確認を行ってきましたが、旧社会保険事務所等ではご本人の連絡先が分からず接触できない方について、市区町村へ協力を求め、その方の電話番号や住所の把握、可能な場合には記録の調査のお願いを行って来ました。その結果、平成23年3月末現在で、1,488市区町村(対平成22年3月末:37市町村の増)から協力いただける旨の回答をいただき、同月末までに1,487の市区町村において調査を行っていただきました。その結果、調査対象81,030人のうち、49,121人の電話番号や住所等が把握され、市区町村及び年金事務所における確認により、21,320人について記録がご本人のものであることを確認できました。また、これらの方のうち、申し出をいただき記録の訂正が行われた方は18,324人であり、当該記録訂正による年金額の増加額の合計は約6億9,975万円となりました。</p> <p>○これらの取組の結果、平成23年3月時点において、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、「既に統合済みの記録」は、1,563万件に増加し、「統合済みの記録」「一定の説明がなされた記録」「説明作業が進展中の記録」を除いた「今後、更に説明を進める記録」は、976万件まで減少(対平成22年3月末:19万件的減)しました。</p>		<p>に比べて増加しており、年金記録の確認を促進したことは一定の評価ができる。</p>												
<p>(2) 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ</p> <p>【評価の視点】</p> <p>年金記録問題の解決に向けた取組を計画的に進めているか。</p> <p>(2) 紙台帳とコンピュータ記録の突合せについて、重点的に体制を整備して取り組んだか。</p> <p>(4) 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳との突合せ</p> <p>紙台帳検索システムの構築、突合せの拠点の立上げ等の準備を進め、平成22年秋頃までにはコンピュータ記録と紙台帳との突合せを開始し、優先順位を付けた上で、効率的に実施する。平成22年度中には、平成25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備する。</p>	<p>○コンピュータ上で管理されている年金記録を正確なものとするため、紙台帳等で管理されていた記録の内容とコンピュータ記録との突合せについて、紙台帳検索システムの構築、突合せ作業マニュアルの整備等を完了し、平成22年10月から突合せ作業を開始しました。</p> <p>○現在、全国29の記録突合せセンターにおいて、高齢の受給者の紙台帳等から優先して突合せを実施しており、突合せにより不一致となった方には、お知らせを送付してご確認をいただいた上で記録の訂正を進めています。</p> <p>【参考1】紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の進捗状況(平成23年3月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査開始件数 合計 7,119,290人</li> <li>・審査終了件数 合計 2,187,966人(受託事業者段階終了 4,859,455人)</li> <li>・年金回復見込額が増額となった受給者等の人数 4,325人</li> <li>・増額となった者の1人当たり平均増加額(年額) 13千円</li> <li>・記録訂正に係る通知発送件数 4,093件</li> </ul> <p>※受託事業者段階では、紙台帳等が本人のコンピュータ記録に結びついた突合せ対象者約8100万人の約6%が終了</p> <p>○また、本突合せ事業は費用対効果を含め検証し、その実施状況について見直しを行うこととしており、平成22年12月には厚生年金、船員保険に関するサンプル調査の結果を公表しました。以下のとおり、年齢階層が高いほど、不一致率が高いという結果になっています。</p> <p>【参考2】厚生年金、船員保険のサンプル調査(平成22年12月公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象 5,901人</li> <li>紙台帳とオンライン記録が一致 5,424人(約91.9%)</li> <li>紙台帳とオンライン記録が不一致 477人(約8.1%)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>《一致》</th> <th>《不一致》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1,724人(86.3%)</td> <td>274人(13.7%)</td> </tr> <tr> <td>65歳以上75歳未満</td> <td>1,774人(91.3%)</td> <td>170人(8.7%)</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>1,926人(98.3%)</td> <td>33人(1.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの事業では、平成23年3月末までに受託事業者において対象者全体の約6%(65歳以上の突合せ対象者では約15%)の審査を終了しました。</p>		《一致》	《不一致》	75歳以上	1,724人(86.3%)	274人(13.7%)	65歳以上75歳未満	1,774人(91.3%)	170人(8.7%)	65歳未満	1,926人(98.3%)	33人(1.7%)	<p>評価：B</p> <p>○本事業は、その実施前に入札情報漏えい事案が発生し、これに伴い突合せ業務の開始が遅れましたが、平成23年3月末には、おおむね当初の想定(約520万人)どおり、受託事業者において約490万人(対象者全体の約6%)の審査を終了しました。</p> <p>○今後とも、本事業の実施に当たり、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、事業の正確かつ効率的な実施を進めてまいります。</p>	<p>評価：B</p> <p>○突合せ作業の拠点設置に係る調達手続きにおいて、入札の情報漏えい事案が発生したが、平成22年10月から突合せ作業を開始し、平成23年3月末までに、受託業者において約490万人(対象者全体の約6%)の審査を終了したことは一定の評価ができる。</p> <p>しかしながら、一方で、最終的な審査終了件数は約220万人であり、機構の職員段階における審査が滞留していることが伺われる。</p>
	《一致》	《不一致》													
75歳以上	1,724人(86.3%)	274人(13.7%)													
65歳以上75歳未満	1,774人(91.3%)	170人(8.7%)													
65歳未満	1,926人(98.3%)	33人(1.7%)													

① 平成22年度実績の自己評価	② 平成23年度実績の自己評価	③ 日本年金機構の自己評価	④ 厚生労働省の自己評価																											
<p>(3) 再裁定の迅速化</p> <p>【評価の視点】 年金記録問題の解決に向けた取組を計画的に進めているか。</p> <p>(3) 再裁定の迅速化に向け、重点的に体制を整備して取り組んだか。</p> <p>(5) 年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備 ・年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備し、難易度の高い案件も含め違達期間を合わせて3か月程度で処理できることを目指す。</p>	<p>○年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達までに要する平均処理期間は、平成23年3月末時点で0.3か月となっており、記録問題工程表の目標の0.5か月を0.2か月短縮しました。また、未処理件数も大幅に削減しました。</p> <table border="1" data-bbox="436 247 869 327"> <tr> <td></td> <td>平成22年3月</td> <td>平成23年3月</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>0.6か月</td> <td>0.3か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>2.0万件</td> <td>0.4万件</td> </tr> </table> <p>○再裁定等の迅速な処理を行うため、平成22年4月に再裁定の処理を行う職員を126名増員し、事務処理体制の強化を図りました。</p> <p>この結果、再裁定の平均処理期間は、平成23年3月末時点で2.2か月となっており、記録問題工程表の目標の2.5か月から0.3か月短縮しました。また、未処理件数も大幅に削減しました。</p> <table border="1" data-bbox="436 454 869 534"> <tr> <td></td> <td>平成22年3月</td> <td>平成23年3月</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>2.3か月</td> <td>2.2か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>8.4万件</td> <td>1.9万件</td> </tr> </table> <p>○再裁定後の時効特例給付の平均処理期間については、記録問題工程表の目標のおおむね2か月程度は達成できませんでしたが、平成23年3月末時点で2.5か月と平成22年3月末時点に比べ、0.4か月短縮しました。また、未処理件数も大幅に削減しました。</p> <table border="1" data-bbox="436 638 869 718"> <tr> <td></td> <td>平成22年3月</td> <td>平成23年3月</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>2.9か月</td> <td>2.5か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>32.1万件</td> <td>7.4万件</td> </tr> </table>		平成22年3月	平成23年3月	平均処理期間	0.6か月	0.3か月	未処理件数	2.0万件	0.4万件		平成22年3月	平成23年3月	平均処理期間	2.3か月	2.2か月	未処理件数	8.4万件	1.9万件		平成22年3月	平成23年3月	平均処理期間	2.9か月	2.5か月	未処理件数	32.1万件	7.4万件	<p>評価：A</p> <p>○再裁定については、重点的に事務処理体制を強化した結果、記録問題工程表における目標をおおむね上回って達成し、昨年度に比べても、平均処理期間および未処理件数の両方を減少させることができました。</p>	<p>評価：A</p> <p>○再裁定処理を迅速に行うための職員を126名増員し、体制強化に努めた結果、平均処理期間は記録問題工程表で目標として設定している約2.5か月を0.3か月短縮させた。</p> <p>○時効特例給付の処理については、平均処理期間2.5か月となっており、記録問題工程表で目標として設定している概ね2か月には、まだ達していないが、未処理件数を大幅に削減していることは評価できる。短縮化に向け引き続き体制強化等に努める必要がある。</p>
	平成22年3月	平成23年3月																												
平均処理期間	0.6か月	0.3か月																												
未処理件数	2.0万件	0.4万件																												
	平成22年3月	平成23年3月																												
平均処理期間	2.3か月	2.2か月																												
未処理件数	8.4万件	1.9万件																												
	平成22年3月	平成23年3月																												
平均処理期間	2.9か月	2.5か月																												
未処理件数	32.1万件	7.4万件																												
<p>(4) その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組</p> <p>【評価の視点】 年金記録問題の解決に向けた取組を計画的に進めているか。</p> <p>(4) その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を計画的に進めたか</p> <p>(6) 標準報酬等の遡及訂正事実についての実態解明・迅速な記録回復 ・加入者への「ねんきん定期便」や受給者への「厚生年金加入記録のお知らせ」の送付等により、ご本人に記録を確認していただくことを通じて、記録の回復を速やかに進める。 ・速やかに記録の回復を図るため、一定の条件を満たす場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階での記録回復を進める。</p>	<p>○従業員であった方の事実として、ご本人が所有する給与明細書や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)について、一定の条件を満たす場合については、年金記録確認第三者委員会へ送付することなく、年金事務所において記録回復を行うことにより、速やかな年金額の回復を図りました。</p> <p>○また、厚生年金保険の標準報酬等がさかのぼって訂正された事実を含め、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階における記録回復を促進するため、年金事務所段階での記録回復に関するポスターを各年金事務所の窓口に掲示することによりお客様への周知を図りました。さらに、平成22年7月及び10月に行われた年金事務所段階における回復基準等に関する電話調査(覆面調査)の結果、職員の説明不足や一部誤認等のご指摘があったため、年金事務所段階における記録回復基準について、研修会の実施や認識点検テストの実施等を通じて、職員へのさらなる周知徹底を行いました。</p> <p>平成23年3月末現在 ・標準報酬等の遡及訂正事実についての年金事務所における記録回復の実績(累計) 2,921件</p>	<p>評価：A</p> <p>○「標準報酬等の遡及訂正事実についての実態解明・迅速な記録回復」については、記録回復基準の職員に対する周知が不十分であるのご指摘をいただいたことを踏まえ、研修の実施等を通じて改めて職員への周知徹底を図りました。こうした取組を通して、標準報酬等の遡及訂正事実について、平成22年度は平成21年度末時点の1,288件(平成20年12月～平成22年3月末の累計値)を上回る1,633件の記録回復を行いました。</p> <p>○「ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる情報の提供」については、「ねんきん定期便」等について、予定どおり送付するとともに、新たに記録問題の解決とお客サービスの上向上につながる「ねんきんネット」サービスを開始することができました。なお、新規ID取得件数は、従来は月7千件程度だったものが、ねんきんネットになって以降、月5万件程度に大幅に増加しています。なお、平成23年4月以降、ねんきん定期便にユーザーIDを即時に発行できる「アクセス</p>	<p>評価：A</p> <p>○平成22年7月及び10月に行われた年金事務所段階における記録回復基準に関する電話調査(覆面調査)の結果、職員の説明不足や一部誤認等が広く認められたが、研修の実施等を通じて改めて職員への周知を図った。引き続き、年金事務所職員に対する記録回復基準の周知徹底を図っていく必要がある。</p> <p>○ねんきん定期便、厚生年金加入記録のお知らせ(受給者便)の送付によって、年金加入者や厚生年金受給者への年金記録に関する情報提供を計画通り実施した。</p> <p>○平成23年2月28日から、被保険者や受給者がいつでも自身の年金加入記録をインターネットで確認できる「ねんきんネット」サービスを開始した。新規のID・パスワードの払出件数が従来の年金個人情報提供サービスの月約7千件から月約5万件に大幅に増加したことは評価でき</p>																											

(7) 平成22年度計画及び評価の視点	(8) 平成22年度業務実績報告書(抄)	(9) 日本年金機構の自己評価	(10) 厚生労働省の評価																
<p>(7) ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を送付する。</li> <li>・受給者等に対して、「厚生年金加入記録のお知らせ」を送付する。</li> <li>・23年3月末までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても、市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。</li> <li>また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。</li> </ul> <p>(8) 厚生年金基金記録との突合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金基金等との連携を図りながら、平成22年4月からを目途に第1次審査を、平成22年秋頃からを目途に第2次審査を開始する。第2次審査については、厚生年金基金等</li> </ul>	<p>○「ねんきん定期便」については、全ての被保険者の方に対して誕生月に送付し、年金記録に関する情報提供を行いました。(平成22年4月から平成23年3月末までに、6,610万人に送付)</p> <p>○「厚生年金加入記録のお知らせ」(受給者便)については、旧社会保険庁当時の平成21年12月から平成22年11月までの期間に、厚生年金受給者等に対して送付し、標準報酬を含む年金記録に関する情報の提供を行いました。(2,632万人に送付)</p> <p>○平成23年2月28日から、被保険者や受給者の方がいつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができる「ねんきんネット」サービスを開始しました。</p> <p>また、自宅でインターネットが利用できない方に対しては、協力の得られた市区町村において「ねんきんネット」で確認することができる情報を提供するサービスを開始するとともに、郵便局においても試行的に開始しました。</p> <p>【参考1】利用・登録状況</p> <table border="1"> <tr> <td>・インターネットによる年金見込額試算照会件数</td> <td>平成22年4月～23年3月</td> <td>18,145件</td> </tr> <tr> <td>・ID・パスワード発行件数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    平成22年4月～23年2月24日(旧年金個人情報提供サービス)</td> <td></td> <td>94,429件</td> </tr> <tr> <td>    平成23年2月28日～23年3月(ねんきんネットサービス)</td> <td></td> <td>51,454件</td> </tr> </table> <p>【参考2】平成23年3月末時点での協力状況</p> <table border="1"> <tr> <td>・市区町村数</td> <td>: 147</td> <td>・郵便局数</td> <td>: 204</td> </tr> </table> <p>○さらに、より便利に年金記録の確認ができるよう、平成23年秋を目途に、保険料納付済額の表示や、本人が指定した条件に基づく年金見込額の試算を可能とするなどの機能追加を行うシステム開発に着手しました。</p> <p>○国の被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものについて、機構において紙台帳等を確認し、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、ご本人に確認の上、訂正を行っています。(第1次審査 平成22年4月から本格実施)</p> <p>○平成23年3月末までに、被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものの審査の状況は下表のとおりです。(平成23年3月末現在)</p>	・インターネットによる年金見込額試算照会件数	平成22年4月～23年3月	18,145件	・ID・パスワード発行件数			平成22年4月～23年2月24日(旧年金個人情報提供サービス)		94,429件	平成23年2月28日～23年3月(ねんきんネットサービス)		51,454件	・市区町村数	: 147	・郵便局数	: 204	<p>キ一」を同封することや事業主に対する保険料の納入告知書にPRチラシを同封するなど普及に努めています。また、今後、実施を検討中の市区町村などに対し、引き続き協力を呼び掛けていくこととしています。</p> <p>○「厚生年金基金記録との突合せ」については、平成22年度においては、まず、ねんきん特別便などの各種便の処理を優先的に進めてきていますが、基金突合についても23年度における処理促進のために、前記のとおり、作業拠点の集約化や体制の強化に向けた準備など、次年度に向けてできるだけの改善対策を講じました。</p> <p>○「基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止」については、着実に処理を進め、平成23年2月期の重複付番調査対象数が対前年同期比で342人(▲10.2%)減少しました。</p> <p>なお、今後は、重複付番の新規発生防止及び既発生分の解消のため、次のシステム開発の準備作業を進めることとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎年金番号有無調査については、調査対象となっている基礎年金番号で管理されている記録をあらかじめ調査票に印刷するなど分かりやすい様式に変更する</li> <li>・同一人であると明確に確認できない者については基礎年金番号を付番せず、仮の基礎年金番号での管理を行う</li> <li>・3項目が一致する基礎年金番号を複数有する方へ確認のための「お知らせ」を送付する</li> </ul>	<p>る。</p> <p>また、平成23年度以降、保険料納付済額の表示や年金見込額の試算を可能とするなど更なる機能追加を行うためのシステム開発等に計画通り着手した。</p> <p>なお、今後とも、記録問題の再発防止やお客様サービスの向上を図る観点から「ねんきんネット」の更なる利用拡大に取り組む必要がある。</p> <p>○ねんきん特別便などの処理が優先的に進められる中、記録問題工程表の計画どおり基金記録との突合せにかかる第1次審査、第2次審査を開始した。</p> <p>また、ねんきん特別便などの処理が進んだことから、23年度の基金記録との突合せ処理の促進を図るため、人員のシフトや拠点の集約化による体制強化に向けた準備を行った。</p> <p>今後も、記録問題工程表を計画的に進めつつ、着実に処理を進めるべきである。</p> <p>○基礎年金番号の重複付番の解消に向けて、定期的に抽出調査を実施し、その結果を踏まえた重複付番の解消処理に努めているが、基礎年金番号の重複付番が新たな年金記録問題とならないよう、年金記録回復委員会の議論を踏まえつつ、住基ネットとの突合せを行うなどの対策を行っていく必要がある。</p> <p>また、同一人と確認できない者に対する仮の基礎年金番号の付番管理についても、年金記録回復委員会の議論を踏まえ、重複付番の解消につながるよう、その解明と基礎年金番号への統合を進めていく必要がある。</p>
・インターネットによる年金見込額試算照会件数	平成22年4月～23年3月	18,145件																	
・ID・パスワード発行件数																			
平成22年4月～23年2月24日(旧年金個人情報提供サービス)		94,429件																	
平成23年2月28日～23年3月(ねんきんネットサービス)		51,454件																	
・市区町村数	: 147	・郵便局数	: 204																

<p>から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて処理を行う。</p> <p>(9) 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的(4ヶ月毎)に、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番を解消する。</li> <li>・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、上記4項目の情報確認の徹底を図り、重複付番の発生を防止する。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>23年3月末までの受付件数</td> <td>第1次審査終了</td> <td>第1次審査未了</td> </tr> <tr> <td>2,463,806</td> <td>904,749</td> <td>1,559,057</td> </tr> </table> <p>○第一次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて審査を行い、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、ご本人に確認の上、訂正を行っています。(第二次審査 平成22年10月から本格実施)</p> <p>○平成23年3月末までに、基金等から再度調査依頼があったものの審査の状況は下表のとおりです。(平成23年3月末現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>23年3月末までの受付件数</td> <td>第2次審査終了</td> <td>第2次審査未了</td> </tr> <tr> <td>2,208</td> <td>280</td> <td>1,928</td> </tr> </table> <p>※表中の件数は、一人(一オンライン記録)につき複数数の不一致の理由がある場合(例えば、氏名の不一致と標準報酬月額の不一致がある場合)は、それぞれを1件と計上しており、人数ベースではありません。</p> <p>○平成22年度は、以前から取り組んでいるねんきん特別便などの各種便への対応を優先的に進めてきていますが、基金突合についても、以下のような対応を講じるための準備を進め、23年度における処理促進を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種便の処理が進んだことによる人員のシフト</li> <li>・職員の新規採用</li> <li>・東京、大阪(近畿ブロック)、広島(中国ブロック)において23年4月1日より拠点を集約化し、体制も強化した上で、集中的な処理を実施</li> <li>・進捗管理の徹底</li> </ul> <p>○基礎年金番号の重複付番の解消に向けては、6月、10月、2月に機械的に氏名、性別、生年月日、住所の4項目が一致する者を抽出して、同一人調査を行い、その結果、重複付番が確認された者の情報を各翌月に年金事務所等に送付し、年金事務所等において重複付番の解消処理を行いました。(平成19年10月調査以降は4か月ごとに調査、未処理は、次回調査時に対象として再抽出しています。)なお、氏名などの4項目が一致し、重複付番者として調査(以下「重複付番調査」という。)の対象とした件数は、平成23年2月時点で3,016人、対前年同期比で342名減少しています。</p>	23年3月末までの受付件数	第1次審査終了	第1次審査未了	2,463,806	904,749	1,559,057	23年3月末までの受付件数	第2次審査終了	第2次審査未了	2,208	280	1,928		
23年3月末までの受付件数	第1次審査終了	第1次審査未了													
2,463,806	904,749	1,559,057													
23年3月末までの受付件数	第2次審査終了	第2次審査未了													
2,208	280	1,928													
<p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>	<p>【参考1】重複付番調査対象件数</p> <p>平成23年2月 3,016人(対前年同期比 ▲342人)</p> <p>【参考2】重複付番調査対象件数の推移</p> <p>平成16年10月 約7.8万人</p> <p>平成17年10月 約4.3万人</p> <p>平成18年10月 約2.2万人</p> <p>平成19年10月 8,392人</p> <p>平成20年2月 6,857人</p> <p>平成21年2月 4,178人</p> <p>平成22年2月 3,358人</p> <p>平成23年2月 3,016人</p> <p>○また、新規に基礎年金番号の付番を行う場合は、氏名、性別、生年月日、住所の4項目の情報確認の徹底を図っており、同一人の基礎年金番号があることが確認できた場合は付番を行わないこととしています。</p> <p>○重複付番を防止する観点から、「原則20歳以上は基礎年金番号を有するため年金手帳で確認を行うこと」、「基礎年金番号が確認できない場合は資格取得届に年金手帳再交付申請書を添付すること」について、事業主に対して、平成23年3月の納入告知書の送付の際に「日本年金機構からのお知らせ」を同封して周知しました。</p>														